

『職務発明条例草案（送審稿）』 に関する説明

2014年4月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『職務発明条例草案（送審稿）』に関する説明

一、『職務発明条例（草案）』の起草背景について

人材は我が国の経済社会を発展させるための第一の資源であり、イノベーションは我が国の経済社会を発展させるための根本的な原動力である。独自イノベーション能力を向上させ、イノベーション型国家を建設するためには技術人材に依拠し、技術イノベーション及び転化運用に従事しようとする技術人材及びその所在する事業体の積極性、能動性、創造力を十分に引き出し、発揮しなければならない。

職務イノベーション成果の権利帰属・利益分配制度は、技術者人材及びその所在する事業体の技術イノベーション及び転化運用に対する積極性を直接左右し、決定付ける。このため、『国家中長期人材発展計画綱要（2010-2020年）』（以下「人材発展計画綱要」という）は「職務技術成果条例を制定し、技術成果の知的財産権の帰属と利益共有のメカニズムを整備することで、技術成果の創造者の合法的権益を保護する。職務発明者の権益を明確化し、主要な発明者の受益比率を高める」必要があることを明確に示している。

我が国の『専利法』や『植物新品種保護条例』等の法律法規は職務発明に関わる基本制度を定めている。この制度的枠組みの下で、企業及び事業団体の研究開発職者の技術イノベーション及びその運用実施に対する積極性がますます高まり、我が国の社会、経済の発展における職務発明の役割はますます突出してきている。しかし全体的に見ると、職務発明制度の実践においては主に以下の二つの面で大きな問題が残されている。

（一）職務発明の立法と制度は依然として原則主義であり、実行可能性が低い

知的財産権に関連する既存の法律法規のうち、『専利法』及び『専利法実施細則』は、職務発明と非職務発明の区分、権利帰属及び職務発明者の奨励報酬を規定している。一方、その他の法律法規の規定は依然として原則主義であり、実行可能性が低い。そのうち、奨励、報酬等の基本制度について規定していないものもある。例えば『植物新品種条例』は職務上の品種育成と職務とは無関係の品種育成の区分を規定しているが、品種育成の完成者に対する奨励報酬は規定していない。『専利法』及び『専利法実施細則』の規定は比較的包括的であるが、発明者の氏名表示権、奨励報酬取得権の実現に関わる手順については規定を設けていない。例としては、発明を完成した後如何に手続きを通じて発明の性質と権利帰属を確認するか、発明者が事業体による知的財産権の出願状況及び奨励報酬に関連する事項を知る権利を有するか、如何に奨励報酬を計算するか、発明者が流動する状況下において如何に権益を保障するかが挙げられる。このため、立法によって何らかの手順を定め、事業体と発明者に一定の手順上の権利を付与し、事業体と発明者が職務発明に対してそれぞれ有する実体的権利を実現できるよう保障する必要がある。

（二）現実では事業体が発明者の權益を無視・侵害する状況がしばしば発生し、発明者の積極性を著しく害している

職務発明の知的財産権は事業体に帰属するため、発明者は氏名表示権と奨励報酬取得権しか有しない。このような制度設計によって、職務発明制度の実施においては事業体が優勢的地位に立つことになる。大量の調査研究の状況から見ても、事業体が契約または規則制度において発明者の義務のみを規定し、その権利をほとんど規定しておらず、法により奨励、報酬を支給せず、発明者の氏名表示権を侵害するといった状況がしばしば発生している。例えば、一部の民間企業では、毎年数百件もの専利の発明者氏名はいずれも当該企業の責任者の名となっている。氏名表示権侵害行為の挙証は困難なために、発明者が司法ルートを通じて権利擁護するコストが高く、現在労働市場においては依然として事業体が優位に立つこともあって、多くの発明者は権利擁護する勇気も意欲もない。こうした状況が、発明創造及びその転化運用に取り組もうとする発明者の積極性を著しく削いでいるのである。

前記問題を解決するには、立法を改善し、職務発明制度をいっそう詳細化するとともに、実行可能性を高め、手順に関わる規定を補い、発明者の権利に対する救済措置と救済方法を明確にし、発明者の合法的權益実現を確保し、イノベーションに対する研究開発者の積極性を引き出すことで、より多くの職務発明が創造、運用されるよう奨励し、イノベーションによる発展を実現しなければならない。

二、『職務発明条例草案』の起草過程について

『中央人材事業協調グループ〈国家中長期人材発展計画綱要 2010-2020 年〉の任務分担実施案』は、国家知識産権局が率先して「知的財産権保護政策の実施」を実現すると明確にしている。これにより、国家知識産権局は職務発明条例の起草を開始した。

2010 年 11 月、知識産権局は関連部門と業界協会組織と合同でワーキンググループを発足して業務計画を制定し、前段階として調査研究を展開した。2011 年 10 月、ワーキンググループは『職務発明条例草案（討論稿）』を作成し、複数回にわたって議論を行い、改善を加えた。2012 年 3 月より、ワーキンググループは複数の中国資本企業と外資企業を対象に調査研究を実施し、北京市知識産権局に座談会の開催を委託し、中小企業と発明者の意見及び提案をヒアリングした。このほかにも専門の調査会社に委託して全国の職務発明者 200 名に対してアンケート調査を実施し、職務発明者 20 名を対象にインタビューを行い、調査研究報告書を作成した。前段階の調査研究を基礎として、知識産権局は草案に対して修正と改善を行った。

各業界の意見と提案を幅広くヒアリングするために、2012 年 5 月に、知識産権局は教育部、科技部、工業・情報化部、人力資源社会保障部、農業部、国有資産監督管理委員会、版權局、林業局などの部門と合同して、職務発明条例起草事業指導者グループ、ワーキンググループ、専門家諮問委員会を発足した。6 月中旬には第 1 回ワーキンググループと専門家諮問委員会の会議を開催し、草案初稿について議論を行い、業務計画と業務分担案を策定した。その後は各部門が分担体制で調査研究を進めている。7 月中旬、

ワーキンググループと専門家諮問委員会は第2回会議を開き、ワーキンググループメンバーから調査研究の成果をヒアリングし、草案について議論を行い、修正と改善を行った。さらに、知識産権局は北京と広州でそれぞれ意見聴取座談会を開き、発明者、事業者及び専門家・学者の意見と提案をヒアリングし、地方知識産権局の意見を募集するための公告を発表した。11月12日、知識産権局はウェブサイト上で『職務発明条例草案（意見募集稿）』を発表し、社会公衆から意見と提案を募集するとともに、関連部門の意見を求めた。12月10日までに、75部の書面意見を回収した。そのうち、科技部は条例草案について科技系統の意見を求めた上で、重点問題を巡って知識産権局と何度も検討した。知識産権局はワーキンググループの検討結果に基づいて条例草案を改正改善して、指導者グループに提出用の『職務発明条例草案（送審稿）』を作成した。12月12日、条例起草事業指導者グループは会議を開き、審議を経て、草案送審稿を原則的に可決した。会議の後に、知識産権局は会議の意見に基づいて、条例について更なる改正改善を行った。

複数回の検討と改正を経て、知識産権局、科技部は2013年5月に共同して中央人事業協調グループに『職務発明条例草案（送審稿）』を上程した。今現在、国家知識産権局と科技部は『立法法』の要求にしたがって、条例草案を国務院に上程しようとしている。

これと同時に、条例草案に対する職務発明者の意見をより詳しく聴取するために、知識産権局は関連業界協会や専門研究機構を通じて、更なる調査研究と意見募集を行った。例えば、中国專利協会、中国発明協会に委託して、わが国の職務発明者の権益保護状況を調査した。また、最高人民法院応用法学研究所に委託して、わが国の職務発明権利帰属と奨励報酬訴訟の状況を調査した。2013年5月から8月まで、知識産権局は農業部、工業・情報化部などの条例起草ワーキンググループのメンバーと連携を取って、それぞれ深セン、南京、鄭州に赴き、騰訊公司、中国広核集団、南京聯著実業公司、南京朗沢医薬科技有限公司、鄭州後羿企業集団、鄭州恒昊ガラス技術有限公司など6社で調査研究を行い、現地の企業を召集して座談会を開き、現在わが国の企業における職務発明制度の実施状況、職務発明者権益の保護状況、関連市場主体の職務発明条例草案に対する意見と提案をより詳しく理解した。2013年12月19日、知識産権局は中国專利保護協会に委託して、北京で職務発明者権益保護状況調査研究座談会を開き、企業からの職務発明者と大学、研究所からの專利管理者の意見と提案を聴取した。調査研究と座談会の結果をもとに、知識産権局は草案の文字表現を改正改善した。

三、草案の起草において遵守した基本原則

（一）職務発明奨励の原則

知的財産権制度の主旨の一つは発明創造の創出と応用を促進することである。科学技術の水準が向上し、発明自体がますます複雑になるにつれ、先進的技術1件を完成するには知識や技術だけではなく、より多くの面で集団による協力、有効な組織管理及び機

械設備、材料、資金、情報資料、実験室等の物質的な技術条件のサポートに依存するようになった。そのため、研究開発者が独自に発明創造を行う可能性が大きく低下し、事業体の任務を遂行して、または事業体の物質的な技術条件を利用して発明創造を完成するケースが大幅に増加した。近代的意義のある発明創造を行うこと、特にハイテク発明を行うことは、発明者個人のことではなくなる。近年来、わが国の職務発明が占める比率が年を追って増加してきたが、占める比率自体がいまだに非常に低い。例えば、国内三種専利出願に職務発明が占める比率を見ると、2005年は約41%だったが、2011年は65%に達した。一方、先進国の場合、職務発明が占める比率が90%以上である。こうした状況に鑑み、草案は海外の立法を参考に、我が国の実際状況を踏まえ、発明の権利帰属と当事者が有する権利、負うべき義務を明確にし、発明者の権益保護のための手順と実体の内容を整備したことで、事業体と発明者による技術イノベーション活動への積極性を十分に引き出し、職務発明の創出と運用を促進するものとなっている。

(二) 権利義務平衡の原則

職務発明は事業体の物的投入、有効な組織管理及び発明者の知的投入による総合結果であることから、イノベーションを促進するには、双方の利益に同時に配慮し、双方の積極性を十分に引き出さなければならない。このため、草案は事業体と発明者の間における権利義務の平衡状態の実現を重点としている。まず、権利帰属の区分について、草案は、現行『専利法』などの法律法規の規定に従い、職務発明の知的財産権を取得し、技術秘密として保護または公開する権利が事業体に帰属し、事業体が必要に応じ、当該発明に対して適切な処理を行うことができることを明確にした。同時に、発明者の知的労働が職務発明の実現に必要な条件であることから、草案は、発明者が氏名表示権と奨励報酬取得権を有することも明確に規定した。次に、権利保障について、草案は、発明者が事業体の業務に関わる発明について事業体に報告し、事業体による知的財産権の出願に協力する義務を規定しており、事業体が職務発明に関わる知的財産権を放棄または譲渡しようとする場合に発明者が有する権利も規定した。最後に、法的責任について、発明者が自らの名義により、無断で職務発明の知的財産権を出願した場合の法的責任を規定しており、事業体が条例の規定に違反して非職務発明の知的財産権を出願した場合の法的責任も規定した。さらに、知的財産権に関わる手順の中止と再開についても明確に規定した。

知る権利は、実体権利行使の前提条件である。発明者の氏名表示権と奨励報酬取得権の実現を保障するために、草案は、事業体の職務発明に関する知的財産権の出願状況、譲渡・実施許諾等の関連状況に対する発明者の知る権利を規定した。事業体は、奨励報酬制度を作成する場合、具体的な発明者への奨励報酬を決定する場合には、発明者の意見を聴取したうえで、発明者に告知しなければならない。

(三) 約定優先の原則と最低保障の原則

事業体と発明者の間の関係は第一に民事関係であることを考慮し、平等、自主、公平

等の民法の基本原則を遵守しなければならない。このため、草案は当事者の自由意志を十分尊重し、権利帰属と奨励報酬については約定優先の原則を取り入れた。即ち、当事者が法により結んだ契約に権利帰属と奨励報酬について約定がある場合、まずはその約定を適用するというものである。同時に、事業体が別の形で発明者の権利を剥奪または制限することを防ぐために、草案は約定優先の原則に対して一定の制限を設けている。例えば、発明者が条例に基づいて享有する権利を取り消す、または前記権利の享有と行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定または規定も無効とすること、発明者が事業体の知的財産権出願状況、経済的利益取得と奨励報酬の関連状況について知る権利を有することを規定している。

事業体の性質や規模等の原因により、全ての事業体が職務発明の奨励報酬等について整備された規則制度を確立し、または発明者と約定を交わすとは限らない。一部の事業体が法による発明者に奨励報酬を支給しないという状況を防ぐために、草案は事業体と発明者の間に約定が行われていない状況下における奨励報酬の最低基準を規定し、これによって発明者の権利が基本的な保障を得られるようにしている。この制度は事業体内部の規則制度を改善するよう促している。このほか、発明者の権利を実現するために、また、事業体が規則制度または契約において発明者の義務のみを規定し、その権利については言及しない状況を防ぐために、草案は事業体に対し、規定または約定において発明者の権利、救済の請求方法等を告知するよう明確に要求している。

四、草案の主な内容

(一) 総則について

総則の部分は主に立法の主旨、監督管理部門及びその職責、条例の適用範囲、発明者の定義、知的財産権管理制度の確立と整備に関わる事業体の義務等を規定し、特に事業体に対し、研究開発者及びその他関係者に関連の規則制度を公開するよう明確に要求している。

(二) 発明の権利帰属について

草案は、現行法律法規と関連司法解釈の規定を参考に、職務発明と非職務発明の区分基準及びその権利帰属を明確にした。草案は、「約定優先」の原則を十分に体现するために、事業体が事業体の物質的条件を利用して完成した発明の権利帰属について規則制度で規定するか、または発明者と約定することができると規定した。

(三) 発明の報告と知的財産権の出願について

職務発明に対する事業体の合法的權益を保護し、権利帰属に関する紛争の発生を防止するために、草案はドイツ、フランスなど国の発明申告制度を参考に、中国の国情を踏まえ、発明報告制度を創設した。発明者は、事業体の業務に関わる発明を行った後、これを事業体に報告し、当該発明が職務発明であるか、非職務発明であるかの意見を提示

しなければならない。発明者が非職務発明に該当すると考える場合、事業体は所定の期限までに回答しなければならない。回答しなかった場合、発明者の意見に同意したものとみなされる。発明者が職務発明に該当すると考える場合、事業体は発明者が職務発明の報告を行った日より6カ月以内に国内で知的財産権を出願するか、技術秘密として保護もしくは公開するかを決定し、かつ決定を発明者に書面で通知しなければならない。事業体が当該期限までに発明者に通知しなかった場合、発明者は事業体に回答を行うよう書面で催告することができる。発明者の書面による催告後1カ月以内に事業体が回答を行わなかった場合、事業体は当該発明を技術秘密として保護したものとみなし、発明者は草案の技術秘密に関する規定に基づいて補償を得る権利を有する。事業体がその後、当該発明について知的財産権を出願し、かつ取得した場合、発明者は草案に規定される奨励報酬を得る権利を有する。

発明者の権益を保障するために、事業体が職務発明の知的財産権に関する出願手続きを中断し、または取得済みの知的財産権を放棄しようとする場合は、事前に発明者に通知しなければならない。発明者は事業体との協議により、当該職務発明の知的財産権出願権、または知的財産権を得ることができる。

(四) 職務発明の奨励報酬について

奨励報酬は技術イノベーションに従事するよう発明者を動機付ける重要な措置であり、発明者が職務発明に対して有する主要な権利でもある。職務発明者の奨励報酬取得権の実現を保障し、技術イノベーションに従事する発明者の積極性を引き出すために、草案の第四章には、奨励報酬の基本原則、奨励報酬の決定要素、支給期限、発明者の知る権利、約定のない状況下における奨励報酬の最低基準、特別な状況下における権益の保障を規定している。

草案は、事業体が職務発明について知的財産権を取得し、当該職務発明を実施後、発明者または設計者に対して奨励報酬を支給しなければならないと規定した。草案は、職務発明の奨励報酬について「約定優先」の原則を採用している。即ち、事業体は奨励報酬を支給する手順、方式、金額について、法により制定した規則制度により規定するか、または発明者と約定を交わすことができる。同時に、事業体が約定や制度を利用して発明者の奨励報酬取得権を侵害する行為を防ぐために、草案は、事業体と発明者の約定または規則制度においては、発明者が有する権利と救済の請求方法を告知しなければならず、発明者の権利を取り消す、または前記権利の享有もしくは行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定や規定も無効であると明確に規定した。

実務においては職務発明の奨励報酬の金額を決定することが困難であることから、草案は、奨励報酬を決定する際に考慮すべき要素と発明者の知る権利を規定した。草案は、規則制度において規定がなく、また約定も行われていない状況下における奨励報酬の最低額、支給期限を規定した。地域間で収入格差が大きく、企業ごとに状況も大きく異なるため、草案は、発明者の所属事業体における在職従業員の平均月給を基数として報奨金の最低金額を計算するよう規定した。草案に規定される基準は、現行法律法規と比べ

て適当に高く設定されている。報酬の計算はより複雑であり、草案は、報酬の計算について4種の方式を規定した。規則制度にも約定にも規定されていない場合、事業体は具体的な状況に応じて、そのうちのいずれかを選択し、発明者に報酬金を支給しなければならない。

草案は、労働、人事関係の終了または発明者の死亡等の特別な状況下における権利義務の存続について、規定を行った。このほか、知的財産権には無効または取消しとなる可能性があることから、発明者の権益を十分に保障するために、草案は、別途約定または規則制度に規定がある場合を除き、無効宣告または取消しをされた場合、その効力が無効宣告または取消し決定の発効する前に発明者が既に取得した奨励報酬まで遡及しないと明確に規定した。

(五) 職務発明及びその知的財産権の運用実施の促進について

発明創造は有効な運用実施を通じてはじめて、経済社会の進歩を促進する役割を果たせる。このため、職務発明及びその知的財産権の運用実施を促進し、知的財産の「遊休」を防止することは、職務発明制度の重要な任務の一つである。

研究開発機構や大学は通常、発明を実施する条件を備えておらず、それらが職務発明を「遊休」にし、発明者の報酬金を受ける権利が実現不能に陥る状況を防ぐために、草案は、国务院弁公庁が配布した科技部など七部門の『科学技術成果の転化に関する若干の規定』を参考に、「国が設立した研究開発機構、大学は、職務発明が知的財産権を取得した後の合理的な期限までに正当な理由無く、当該発明を自ら実施することも実施に必要な準備もしておらず、また譲渡や他人への実施許諾もしていない場合、発明者は、職務発明の権利帰属を変更しない前提で、事業体との協議に基づき当該知的財産権を自ら実施するか、または他人に当該知的財産権の実施を許諾することができ、かつ協議に基づき相応の権益を享有することができる。」と規定した。

職務発明の創出と実施をよりよく励ますために、草案は、「事業体が職務発明及びその知的財産権の実用化、実施によって取得した収益及び発明者が獲得した奨励、報酬は、国の関連規定にしたがって、税制上の優遇措置が適用される。」と規定した。事業体の職務発明に対する重視を促し、奨励報酬制度の実施徹底を図るために、草案は、「国の関連主管部門は、事業体の知的財産権管理を審査または評定基準とする政策や措置を制定するにあたって、事業体の職務発明制度履行状況を審査または評定の要素としなければならない。事業体の職務発明制度履行状況は、その責任者の関連評価内容に取り入れなければならない。」と規定した。国の財政資金利用プロジェクトの成果である知的財産権の運用実施を促進するために、草案は、「国は基金を設立し、財政資金を利用して設立した科学技術基金プロジェクト及び科学技術計画プロジェクトによる職務発明の運用、実施を促進する。」と規定した。

(六) 監督検査と法的責任について

草案が規定する関連の制度と措置の実施が徹底されるよう確保し、当事者の合法的権

益を保障するために、草案は専門の章で、監督検査と法的責任を規定している。草案はまず、監督検査制度を規定し、知的財産権主管部門、科学技術行政部門、人力資源社会保障行政部門が共同して職務発明制度の実施に対する監督管理の責任を負い、当事者の請求または通報情報に基づき、事業体の職務発明制度履行状況を監督検査する権利を有するとした。同時に、監督検査を規範化するため、草案は監督検査機関の関連義務を規定した。

草案は発明者について、自身の名義によって職務発明について違法に知的財産権を出願した場合の法的責任を規定するとともに、事業体が発明者の非職務発明を侵害した場合の法的責任についても類似の規定を行った。実務においてしばしば発生する発明者の氏名表示権に対する侵害について、草案は、氏名表示権侵害行為を定義し、その救済方法、行政処理、行政処罰等を規定するとともに、いかなる組織または個人も氏名表示権に対する侵害行為について通報する権利を有すると規定した。また、草案は、事業体が規則制度または約定によって発明者の奨励報酬取得権を侵害した場合、及び速やかに十分な奨励報酬を支給しなかった場合の法的責任についても規定を行った。

草案は、職務発明に関わる紛争の解決方法を規定している。即ち、当事者が協議により解決するか、または県級以上人民政府の知的財産権主管部門に調停を請求することもできれば、人民法院に起訴したり、法により仲裁を申請したりすることもできるとした。草案は、知的財産権の関連手続きの中断について規定を行った。

(七) 付則について

紛争の速やかな解決に資するよう、草案は、事業体と発明者が発明の権利帰属と奨励報酬について約定を交わした場合、関連の契約または規則制度を所在地の知的財産権主管部門に届け出ることができると規定した。

五、公衆の主な意見と採用状況

(一) 採用及び一部採用した主な意見

1. 条例制定の必要性

起草する過程において、一部の専門家は以下の意見を提出した。つまり、『専利法』とその『実施細則』など現行の法律法規は、既に職務発明制度について詳しく規定しており、実務に見られる問題はあくまでも事業体内部の問題であるため、強制的な規定を出さないほうが良い。ドイツ、フランスなど国の法律に規定される職務発明制度は、実施コストが高すぎるため、それぞれの国においても論争を呼んでいる。そのため、国内企業・公共機関の内部職務発明管理制度の改善に資するような原則的な指導的意見を制定するほうが良い。

また、一部の専門家や個別の事業体は以下の意見を提出した。つまり、条例草案は現行の法律法規以外に、事業体により多くの管理義務を要求しており、多数の中小企業が履行できず、紛争を引き起こす恐れがある。これは調和が取れた労使関係の構築にも、

事業体のイノベーション意欲の促進にも不利である。そのため、条例の規定によって、異なる種類、異なる規模の事業体にもたらしうる影響やリスクについて、十分な論証を行う必要がる。

われわれは、職務発明条例の制定が『国家中長期人材発展計画綱要（2010-2020）』に規定される任務であり、調査結果もわが国の職務発明制度に実行可能性が低く、事業体による発明者権益侵害現象が目立つという問題があることを裏付けているので、条例を制定する必要があると認識している。同時に、専門家の意見を参考に、条例草案を改正し、発明者の基本的権益を保障しながら、できるだけ約定優先原則を採用した。つまり、事業体は、発明の帰属、報告の手順、奨励報酬の手順、方式、金額について、その内部の規則制度に規定するか、または発明者と約定することができる。事業体は規則制度にも規定していなければ約定もしていない場合に限って、条例を適用できる。これによって、事業体の経営自主権を最大限に尊重しながら、事業体に内部の職務発明管理制度の改善を促すことができる。

条例草案による中小企業への影響についても、われわれは専門的に調査した。調査結果によると、大多数の企業は完璧とはいえない（発明者権益の保護が足りない）が、それなりの職務発明管理制度を構築している。同時に、調査対象である中小企業は、完備した職務発明制度の構築が自社の長期的利益につながり、自社が不断に知的財産権制度を改善し、条例草案の規定に対応できると表明した。われわれは条例調査や意見募集の期間中にも、条例草案の関連内容を積極的に宣伝し、企業が条例を理解し、管理が優れる企業に学び、しだいに規範化した管理制度を構築するよう指導してきた。条例草案の制定過程とこれから発布後にも、われわれは引き続き積極的に宣伝啓発し、規範化した管理制度を構築しようとする中小企業に協力し、中小企業にもたらしうる不利な影響を最小限に抑えるつもりである。

2. 発明報告の主体

発明者全員の合法的権益を保障するために、意見募集稿では、「発明が2以上の発明者によって完成された場合、発明者全員が共同して事業体に報告する。」と規定している。意見募集の段階で、一部の発明が事業体から指示された任務で、発明者の数も膨大なものになるから、発明者全員が共同して報告する必要がなく、その代表が報告すれば良いという意見があった。討論を経て、われわれはこの意見を採用して、「発明者全員または発明者代表が事業体に報告する。」とした。

3. コンピュータソフトウェア職務著作物と技術秘密を本条例の調整範囲に取り入れるか

意見募集稿では、「コンピュータソフトウェア職務著作物は、本条例の規定を参照適用する。」と規定している。意見募集の段階で、次のようなことを指摘された。つまり、コンピュータソフトウェアは専利、植物新品種などの発明と異なる特徴を持っており、ソフトウェアにあるコンピュータプログラム及び関連ファイルは、通常、数多くのプログラマーがモジュール方式で共同して完成したもので、その進歩性が専利や植物新品種の創造ほど高くない。また、その権利もそれなりの特徴を持つ。例えば、権利は著作物

を創作完成するとともに自動的に発生するもので、行政許可や登録手順を必要とせず、権利が無効宣告または取消しされることもない。草案のうち多くの規定は直接コンピュータソフトウェアに適用できるものではない。なお、『専利法』の関連規定によれば、コンピュータソフトウェアに係る発明創造は専利権の保護を受けることができるため、職務発明が当然本条例の調整範囲に含まれ、その職務発明者が本条例に基づいてそれ相応の権利を享有することになる。そのため、われわれはこの意見を採用し、「コンピュータソフトウェア職務著作物は、本条例の規定を参照適用する。」という規定を削除した。

一部の事業体は、「技術秘密」を本条例の調整範囲に取り入れられないよう提案した。原因は技術秘密が専利、植物新品種などの技術成果と異なる特徴をもつことにあるという。例えば、審査と登録を必要とせず、技術解決手段に当たらない大量の技術情報、実験データを含んでおり、その範囲と価値は数値化しにくく、すべて参照して補償を与えるならば、実行できなくなる。一方、発明者は、次のように主張する。つまり、多くの技術秘密は事業体のコア技術であり、往々にして専利よりも経済価値が大きい。発明を技術秘密として保護するかは、すべて事業体によって決定される。事業体は技術秘密として発明を保護した場合、発明者の奨励報酬取得権は実現できなくなる。立法に当たっては、この場合における発明者の合法的権益を明確にしてほしい。われわれは二方面の意見をまとめて、「事業体は職務発明を技術秘密として保護することを決定した場合、当該技術秘密の事業体の経済利益に対する貢献度により、本章の発明特許権に関する規定を参考にして、発明者に合理的な補償を支給しなければならない。」と規定した。

4. 事業体が職務発明を譲渡した場合における発明者の優先譲受権

意見募集稿では、『契約法』の第326条を参考に、「事業体が職務発明の知的財産権を譲渡しようとする場合、発明者は同等の条件で優先的に譲受する権利を有する。」と規定した。一部の意見では、『契約法』に明確な規定があり、条例草案に規定される職務発明が『契約法』の該条の調整範囲に含まれるため、削除すれば良いと提案した。われわれは討論を経て、この提案を採用した。

5. 発明者権利を「制限」する約定の無効

条例草案第十八条第二項には、「発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、または制限する如何なる約定と規定も、無効とする。」と規定した。一部の意見では、「制限」の含意が曖昧で、事業体と発明者とが約定した奨励報酬が法定最低基準を下回ると発明者の権利を「制限」することになると理解させやすいため、「制限」を削除するよう提案した。われわれは討論を経て、次のように判断した。「制限」とは、例えば、発明者が満一年間勤務しなければ奨励報酬を得られない、または奨励報酬を得てから事業体に一定年数を勤務しなければならないなど、権利の享有又は行使に余分の条件を付け加えることを意味する。奨励報酬の方式、金額に関する約定は、権利の享有または行使について法定範囲内で詳細化、明確化したものであって、権利に対する制限と理解すべきでない。意思表示をより明確にするために、われわれはこの意見を一部採用し、条文を「発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、または前記権利の享有もし

くは行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定もしくは規定も、無効とする。」に改正した。

6. 監督検査

個別の部門と少数の専門家は、次のような意見を提出した。つまり、知的財産権制度は民事法律制度であり、行政機関が民事権利の行使に介入しすぎないように注意しなければならない。職務発明を巡って発生する紛争は公共利益と管理秩序に重大な影響を与えないため、行政機関による介入の法的論理や切迫したニーズがない。そのため、行政機関による監督検査や職務発明紛争解決に関する規定を削除すれば良い。

われわれは、次のように認識している。発明者が職務発明法律体系において弱い立場に立たされていることから、当事者の合法的權益を保障し、草案に規定される関連制度と措置が徹底されるように、必要に応じて監督管理部門が法により事業体の職務発明制度の実施状況を監督検査を行うことができるとすべきである。一方、監督管理部門が事業体の正常経営を邪魔しないよう、そして行政機関の負担を軽減するために、われわれは前記意見を一部採用した。条文を「監督管理部門は法により自発的に事業体の職務発明制度履行状況を監督検査する権利を有する。」から「監督管理部門は当事者の請求または通報情報に基づき、事業体の職務発明制度履行状況を監督検査する権利を有する。」に改正した。

(二) 採用しなかった主な意見

1. 約定優先原則の位置

一部の意見では、総則に約定優先原則を記載し、事業体と発明者とが発明の権利帰属、発明報告、氏名表示権、奨励報酬などについて約定できることを明確にすべきと提案した。われわれは討論を経て、次のように判断した。条例草案は、権利帰属、発明報告、奨励報酬など約定を適用できる条項にすべて約定優先を明確に決めているため、総則に約定優先原則を明確にする必要がない。発明者の氏名表示権、奨励報酬取得権、知る権利など基本的な権利は、約定によって取り消しまたは制限することができない。総則に約定優先原則を記載すれば、如何なる内容も事業体と発明者によって約定できると誤解させやすく、事業体が約定を通じて発明者の基本的権利を剥奪することにつながりかねない。そのため、われわれはこの提案を採用しなかった。

2. 発明者の知る権利

条例草案の第十九条第二項には、「事業体は職務発明を自ら実施したり、譲渡したり、または他人に実施を許諾したりして経済的利益を得た場合、発明者は事業体が取得した経済的利益の関連状況を問い合わせる権利を有する。」と規定している。一部の事業体は、事業体の経済的利益の関連状況が営業秘密に当たり、社員に知られるのは好ましくないと主張した。一方、発明者は、次のように主張した。つまり、発明者の得べき報酬を計算するに当たって、事業体は完全に主導権を握っている。発明者は事業体の財務状況を把握しようがない。一部の事業体は意図的に職務発明による利益金額を少なめに改ざんし、発明者の得べき報酬金額を削ろうとする。ある職務発明による利益金額を

ゼロに改ざんし、発明者の得べき報酬金額を支給しないケースもある。そのため、立法上、事業体が職務発明の実施によって得られた利益状況に関する発明者の知る権利を確保しなければならない。われわれは討論を経て、次のように判断した。つまり、事業体が職務発明の実施によって得られた利益状況を知ることは、発明者が報酬を得る権利の基本的な保障である。二方面の意見をまとめた上で、われわれは事業体の意見を採用せず、草案の規定を維持したが、事業体の懸念に配慮して、草案は、「事業体はすべての職務発明による経済的利益状況を発明者に告知する。」と規定せずに、必要に応じて、「発明者は事業体が取得した経済的利益の関連状況を問い合わせる権利を有する。」と規定した。